

地方自治法改正に係る動き(2024年3月から)

【地方自治法】

地方公共団体の組織や運営に関する事項を法律で定めるとする憲法 92 条に基く地方自治で最も重要な法律。国と地方の役割分担や住民の権利・義務、条例、議会などについて規定。2000 年施行の地方分権一括法により、国と地方の関係は「対等」と位置付けられた。改正案は、「対等」の原則は維持するが、特例として非常事態の際、国の指示権拡大を定めている。

【地方自治法改正案のポイント】

◆ 「DX (デジタルトランスフォーメーション) 進展を踏まえた対応」

◆ 「地域の多様な主体の連携及び協働の推進」

◆ 「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」現行の国と地方公共団体との関係等の章とは別に新たな章を設け、特例を規定。

<この 3 つの改正により、国は以下の 4 つの行為を行うことが可能となる>

- ① 事態対処の基本方針の検討等のため、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めること
- ② 適切な要件・手続のもと、地方公共団体に対し、その事務処理について、国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関する必要な指示
- ③ 国民の生命等の保護のため、都道府県が保健所設置市区等と行う事務処理の調整のための指示
- ④ 地方公共団体相互間の応援の要求・指示、職員派遣のあっせん等

【地方自治法改正に係る動き(2024年)】

3月 1日	地方自治法改正案の閣議決定	4月 5日	東京新聞社説「国の指示権拡大 地方自治を後退させる」
3月 1日	全国知事会「地方自治法改正案の閣議決定を受けて」発表	4月 17日	法律家 6 団体「国の指示権を拡大する『地方自治法の一部を改正する法律案』の廃案を求める法律家団体の声明」発表
3月 11日	自由法曹団「国の地方公共団体に対する指示権を拡大する地方自治法改正案に反対する声明」発表 (自由法曹団: 1921 年結成の弁護士約 2,000 人の団体)	5月 7日	衆議院本会議で趣旨説明・代表質問
3月 12日	日本弁護士連合会「地方自治法改正案に反対する会長声明」発表 (日弁連: 全国 52 の弁護士会、弁護士 45,826 人の団体)	5月 14日	衆議院総務委員会
3月 13日	自治労連書記長「地方自治法改正案の閣議決定について憲法と地方自治、住民の暮らしを脅かす法案の撤回を求める」(談話) 発表 (県職労連の上部団体)	5月 18日	朝日新聞デジタル連載社説「国の指示権 地方の危機感が見えぬ」
		5月 23日	自民・公明・日本維新の会「指示権を発動した閣僚に国会への事後報告を義務付ける修正案を衆院に提出」 政府 5 月中の採決を狙う

【意見書を可決 17 の地方議会 5/21 現在】

県：岩手・宮城・鳥取

市：北海道倶知安町・津別町、山形市、東京三鷹市・小金井市・小平市、石川金沢市、長野駒ヶ根市・小海町・辰野町・栄村、京都南丹市、大阪泉大津市、広島庄原市、熊本宇土市